

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年4月19日(月)15:30~17:00

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 所長 他5名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年3月2日付けで申請のあった人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請について、令和3年3月25日に行った面談を踏まえ、資料に基づき説明を受けた。また、令和3年3月2日付けで申請のあった人形峠環境技術センターの核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について、資料に基づき説明を受けた。主な説明内容は以下のとおり。

○安全審査委員会で審議していた「品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書」について、「品質マネジメント活動に関する基本的事項」、「センターの品質マネジメントシステムに関する文書(二次文書)」に名称を変更し、業務品質保証推進委員会で審議を行うこととなるが、審議事項は業務品質保証推進委員会に移管されても、継続して審議されること。

○今回の核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請における組織改正では、施設管理課長が行う保安のための職務の内容に変更はないこと。

(2) 原子力規制庁からは、本日の説明を踏まえ、引き続き審査を行う旨を伝えた。

6. 資料

資料1-1 組織改正等に伴う加工施設保安規定の変更について

資料1-2 保安規定審査基準と加工施設保安規定変更の対比表

資料1-3 加工施設保安規定変更と加工事業許可申請書との整理

- 資料2-1 組織改正等に伴う使用施設保安規定の変更について
- 資料2-2 保安規定審査基準と使用施設保安規定変更の対比表
- 資料2-3 使用施設保安規定変更と使用許可申請書との整理

以上